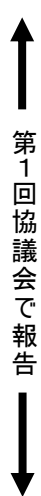


重点対象に対する本市の令和3年度の取組みについて

1	評価を踏まえた取組みの改善について	1
2	重点対象に対する評価を踏まえた令和3年度の取組みについて	2
	[重点対象1]若年者	2
	(1)健康問題(病気の悩み・影響[うつ病])	3
	(2)健康問題(病気の悩み・影響[その他の精神疾患])	5
	(3)経済・生活問題(生活苦)	7
	(4)健康問題(病気の悩み[身体の病気])	8
	[重点対象2]勤労者	9
	(1)健康問題(病気の悩み・影響[うつ病])	10
	(2)勤務問題(仕事疲れ)	11
	(3)経済・生活問題(多重債務)	12
	[重点対象3]自殺未遂者等ハイリスク者	13
	(1)健康問題	14
	(2)経済・生活問題	15
	(3)男女問題	16
	[重点対象4]被災者	17
	(1)健康問題	18
	(2)住環境等の問題	19

1 評価を踏まえた取組みの改善について

以下の手順により、重点対象ごとに取組みに対する評価を行い、令和3年度における取組みの改善を図る（下図参照）。

手順	
<p>① 計画掲載事項 自殺対策計画に記載された重点対象に対する現状分析や取組みの方向性の概要を示す。</p> <p>② 主な取組みの実施状況 計画に記載された重点対象ごとの主な取組みの実施状況を示す。</p> <p>③ 自死の傾向等 地域における自殺の基礎資料や特別集計を基にした自殺者数や原因・動機などの傾向を示す。</p> <p>④ 取組みに対する評価 ③を踏まえた取組み全体としての評価を示す。</p> <p>⑤ 今後の対策に向けて 原因・動機の推移や関連する統計資料等、抱える問題の特徴や背景を整理し、今後の対策に向けた内容を示す。</p>	 <p>第1回協議会で報告</p>
<p>⑥ 令和3年度の取組みについて[今回の協議会での報告事項] 関係各課において、今後の対策の内容の要素やエッセンスを可能な範囲で取り入れ、実施内容や方法等を工夫し、令和3年度の取組みを行う。</p>	

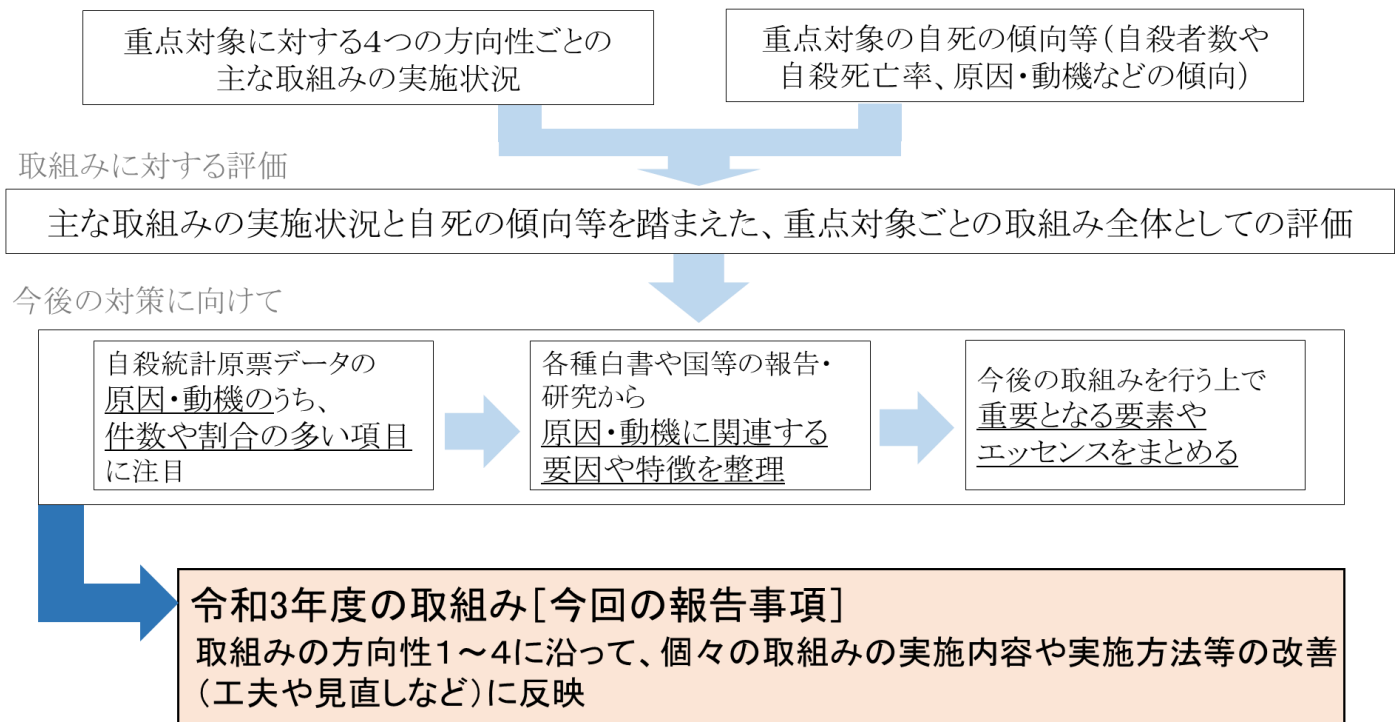


図 評価を踏まえた取組みの改善について

2 重点対象に対する評価を踏まえた令和3年度の取組みについて

[重点対象1] 若年者

対策が必要な悩みや困りごと	
(1)健康問題(病気の悩み・影響[うつ病])	
計画策定前10年間平均件数 <u>18.2</u>	➡ 直近3年間 <u>10.0</u>
(2)健康問題(病気の悩み・影響[その他の精神疾患])	
計画策定前10年間平均件数 <u>6.0</u>	➡ 直近3年間 <u>5.7</u>
(3)経済・生活問題(生活苦)	
計画策定前10年間平均件数 <u>4.7</u>	➡ 直近3年間 <u>4.3</u>
(4)健康問題(病気の悩み[身体の病気])	
計画策定前10年間平均件数 <u>3.7</u>	➡ 直近3年間 <u>4.3</u>

若年者	(1)健康問題(病気の悩み・影響[うつ病])
特徴や背景	
<ul style="list-style-type: none"> ・うつ病は、若年者層においてもよく見られる精神疾患のひとつで、発症には様々な出来事によるストレスが影響している。若年者の場合、症状は、成績低下などの行動上の問題として現れたり、頭痛や体調不良などの身体的不調として現れることが珍しくない。このため、周囲からうつ病としては気づかれにくく、周囲の人が本人の変調の背景にうつ病が関係しているかもしれないという視点で関わるのが大切と考えられる。 ・若年者は、ライフステージによって、学校（小学校、中学校、高校、大学等）や職場など、所属する集団が頻繁に変化する。そのため、その都度新たな環境や集団に適応することが求められる。発達課題としては、一般的に親からの自立や自己・アイデンティティの確立などが目指され、自己の内面や他人との違いなどに目が向きやすく、葛藤を抱えやすいと考えられている。 	



令和3年度の取組み内容例	
<p>①自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせた啓発グッズ、リーフレット等の配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種相談先を掲載した啓発グッズ及びリーフレット等による周知先の追加を検討する。また、リーフレットについては、若年者に合わせた効果的な内容となるよう、若年者の悩みに多く見られる特徴等を掲載する等内容の充実を図る。 <p>(取組み名：No. 2 自殺予防週間や自殺対策強化月間における普及啓発活動の実施)</p>	
<p>②相談窓口リーフレットによる周知・啓発、こころの健康チェックウェブサイトによる相談窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康チェックウェブサイト「こころの体温計」の利用及び相談機関の周知について、従来のリーフレットの配布及び市ホームページにおける方法に加え、市政だよりへ掲載や各種啓発物へのQRコード掲載等を検討する。また、ウェブサイトの内容についても、メニューの見直しや相談先の追加等を行う。 <p>(取組み名：No. 3 心の健康に関する適切な理解の促進、相談窓口の周知)</p>	
<p>③若年者が抱えやすい問題に焦点をあてた各種講座におけるテーマ設定および情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や関係団体、企業等を対象とした講座で、若年者が抱えやすい問題（思春期の家族関係や青年期の自己の確立など）を取り上げ、理解促進を図るとともに、若年者になじみのある媒体での情報発信を図る。 <p>(取組み名：No. 19 大学生向け自死に関する適切な理解の普及啓発)</p>	
<p>④心の健康や健全な発達を促し自己肯定感の向上を図る教職員の育成に向けた研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校に配布した「仙台版 命と絆プログラム」を活用しながら、全市的に「命を大切に教育」を推進する。その際、「仙台版 命と絆プログラム」を年間指導計画に位置付け、積極的に授業を行うよう働き掛けを行って参りたい。 <p>(取組み名：No. 85 命を大切に教育（自死予防教育研修）の実施)</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 拡充 </div>
<p>⑤心身の健全な成長・発達を含めた命を大切に教育の具体的な進め方等に関する教職員向け研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・命を大切に教育の必要性、方向性及び命を大切に教育を校内で推進するに当たっての具体的な進め方や留意事項及び課題について研修を実施する。また、授業を実践するに当たっての留意事項等も研修内容に含めて参りたい。 <p>(取組み名：No. 86 自死予防教育に関する教職員研修の実施)</p>	

⑥スクールカウンセラーに対する児童生徒の抱えている課題への対応力向上に向けた研修

- ・スクールカウンセラーの力量を向上させるために、現在、児童生徒が抱えている課題に即したテーマを設定して全体研修、グループ研修、新任層研修を行うとともに、事例研究やスーパーバイズの間を充実させて参りたい。

(取組み名：No. 89 スクールカウンセラー向けの専門性向上研修の実施)

拡充

⑦スクールカウンセラーによる児童生徒への相談支援の充実

- ・児童生徒への心理面における支援を充実させていくため、令和3年度も様々な研修の機会を生かしてスクールカウンセラーの力量向上に努めていく。さらに、全市立学校への週1日配置を実現させるとともに、小中の連携を視野に入れた配置に取り組むことで、各学校の相談体制の充実を図って参りたい。

(取組み名：No. 178 スクールカウンセラーによる支援)

⑧いじめ不登校対応支援チームによる困難事案に対する支援

- ・教育相談課指導主事等で構成される「いじめ不登校対応支援チーム」による全市立学校への訪問を継続する。学校が抱えるいじめ問題や不登校等の困難事案に係る具体的な対応について、新たに「いじめ対策ハンドブック」を用いるなどして指導助言を行うことにより、学校組織としての対応力向上を図って参りたい。

(取組み名：No. 184 いじめ不登校対応支援チームによる学校支援の実施)

若年者	(2)健康問題(病気の悩み・影響[その他の精神疾患])
特徴や背景	
<ul style="list-style-type: none"> 自殺統計上の「その他の精神疾患」には、他に項目となっているうつ病、統合失調症、アルコール依存症、薬物乱用を除いたものが該当する。若年者の「その他の精神疾患」の代表的なものとしては、不安障害や適応障害がある。親からの自立の欲求と親元を離れる不安との葛藤、仲間関係における安心感とトラブルなどの様々な出来事がこころの発達に影響を与え、不安や不適応が生じやすくなると考えられている。 この時期は、表面的な現れ方としては、不登校やひきこもりが特徴的である。その背景には不安障害や適応障害の影響が見られることもあり、不安などの情緒的な混乱、親子関係をめぐる問題、人間関係の悩み、就職活動のうまく行かなさなど、と言ったことがそのきっかけとなっていることも少なくない。そのため、精神科医療の提供だけでなく、その背景要因も踏まえた対応が求められる。 	



令和3年度 of 取組み内容例	
拡充	<p>①各種リーフレット等に、不安や不適応の現れ方の特徴に関連する相談窓口を強調して掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> 若年者の不安や不適応に関連する相談窓口（不登校やひきこもり）をリーフレットやホームページ、若年者になじみのある媒体に強調して掲載し、相談窓口の周知を図る。 (取組み名：No.3 心の健康に関する適切な理解の促進、相談窓口の周知、No. 19 大学生向けの自死に関する適切な理解の普及啓発) <p>②心の健康や健全な発達を促し自己肯定感の向上を図る教職員の育成に向けた研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校に配布した「仙台版 命と絆プログラム」を活用しながら、全市的に「命を大切に教育」を推進する。その際、「仙台版 命と絆プログラム」を年間指導計画に位置付け、積極的に授業を行うよう働き掛けを行って参りたい。 (取組み名：No. 85 命を大切にする授業（自死予防教育研修）の実施) <p>③心身の健全な成長・発達を含めた命を大切にする教育の具体的な進め方等に関する教職員向け研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 命を大切にする教育の必要性、方向性及び命を大切にする教育を校内で推進するに当たっての具体的な進め方や留意事項及び課題について研修を実施する。また、授業を実践するに当たっての留意事項等も研修内容に含めて参りたい。 (取組み名：No. 86 自死予防教育に関する教職員研修の実施) <p>④スクールカウンセラーに対する児童生徒の抱えている課題への対応力向上に向けた研修</p> <ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーの力量を向上させるために、現在、児童生徒が抱えている課題に即したテーマを設定して全体研修、グループ研修、新任層研修を行うとともに、事例研究やスーパーバイズの間を充実させて参りたい。 (取組み名：No. 89 スクールカウンセラー向けの専門性向上研修の実施) <p>⑤不登校・ひきこもり傾向のある子供・青少年に対する相談支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度も積極的なアウトリーチや LINE による通所者との連絡対応により、通所者と途切れることなく支援が継続してきたことで、通所者数及びアウトリーチ数が伸びている。また、令和元年度より2年間行ってきた市民協働事業「ふれあい広場サテライト」により、潜在的に不登校・ひきこもり傾向のある子供・青少年の多数の存在や、各関係機関からの聞き取りによって得られた居場所での支援ニーズがあることについて実証できた。このことを踏まえ、自宅から通いやすく、信頼できる大人や仲間が集い心地良く過ごせる居場所を市内に複数設置し、より良い支援に繋げて参りたい。 (取組み名：No. 172 青少年のための居場所支援の実施)

拡充

⑥スクールカウンセラーによる児童生徒への相談支援の充実

- ・児童生徒への心理面における支援を充実させていくため、令和3年度も様々な研修の機会を生かしてスクールカウンセラーの力量向上に努めていく。さらに、全市立学校への週1日配置を実現させるとともに、小中の連携を視野に入れた配置に取り組むことで、各学校の相談体制の充実を図って参りたい。

(取組み名：No. 178 スクールカウンセラーによる支援)

⑦いじめ不登校対応支援チームによる困難事案に対する支援

- ・教育相談課指導主事等で構成される「いじめ不登校対応支援チーム」による全市立学校への訪問を継続する。学校が抱えるいじめ問題や不登校等の困難事案に係る具体的な対応について、新たに「いじめ対策ハンドブック」を用いるなどして指導助言を行うことにより、学校組織としての対応力向上を図って参りたい。

(取組み名：No. 184 いじめ不登校対応支援チームによる学校支援の実施)

⑧心の問題を含めた児童生徒が抱える悩みに対する普及啓発

- ・従来のブックリストを一般向けとして更新し、中高生向けブックリストとして新たに「10代のためのこころのサプリ」を作成、令和3年3月に完成予定である。これは、書影（表紙写真）や司書からのメッセージなども入れて編集しており、各館で配布するとともに仙台市図書館ホームページにも掲載していく。さらに、次年度のいじめ防止きずなキャンペーン月間にあわせて、市立学校へC4thを使ってリストのデータを配信する予定である。

(取組み名：令和元年度追加の取組み 10代のあなたに贈る「いじめ・命」に向き合う本のブックリスト作成・配布)

特徴や背景

- ・自殺統計上の「生活苦」には、他に項目となっている倒産や失業、負債や借金など以外の経済的問題が該当する。このことから、日々の生活費の支払いなどに関する経済的な苦しさがあると考えられる。
- ・若年者は非正規雇用が多く、他の年代と比較して、所得が少ないことや、相対的貧困率が高いことが明らかとなっている。これらのことから、失業や借金といった特別な出来事ではなく、日常的な経済困窮が生活苦の背景にあると考えられる。自発的に相談や支援につながりにくい若年者の特性に配慮し、危機的状況に陥る前の早い段階で、生活困窮などをはじめとした相談窓口につながるような取組みが求められている。



令和3年度取組み内容例

①市内の相談窓口一覧を記載したリーフレットによる相談窓口の周知及び利用啓発

- ・各種相談先を掲載した啓発グッズ及びリーフレット等による周知先の追加を検討する。また、リーフレットについては、経済・生活問題の相談に繋ぐための効果的な内容となるよう、相談機関の追加等、内容の充実を図る。

(取組み名：No. 3 心の健康に関する適切な理解の促進、相談窓口の周知)

拡充

②若年者向けの SNS 相談窓口による日常的な生活苦に関する相談対応

- ・悩みや困りごとの早期解決に向け、若年者にとって身近なコミュニケーションツールである LINE を活用した相談窓口の設置期間を通年に拡充する。また、LINE 広告などを活用した窓口の周知についても通年に渡り実施する。

(取組み名：No. 18 SNS を活用した相談窓口の設置やその普及の検討)

③生活困窮世帯の中高生を対象とした、学習支援場所の提供

- ・所属校や各種専門機関と連携するなどして、各自の事情に寄り添った丁寧な支援を継続していく。また、事業対象者の参加率を向上させるため、対象世帯への事業周知を継続し、参加者の拡大を図る。

(取組み名：No. 97 学習・生活サポート事業、中途退学未然防止等事業の実施)

④生活困窮者に対するアウトリーチ支援の充実

- ・これまでの取組みを継続するとともに、アウトリーチ等による訪問相談体制や関係者との連携の充実を図っていく。

(取組み名：No. 135 生活困窮者自立支援制度による自立相談支援等の実施)

⑤相談窓口をリーフレットやホームページ等に掲載する際に若年者の生活苦にも対応できることを強調

- ・多様な専門職（弁護士や臨床心理士など）による対面相談とソーシャルワーカーによる伴走型の支援を行う「暮らし支える総合相談」をリーフレットやホームページ等に掲載するにあたり、対応できる相談内容として、若年者の生活苦（日常的な経済困窮）を強調するなどの工夫を行う。

(取組み名：No. 139 弁護士、司法書士、臨床心理士等と連携した相談会の実施)

特徴や背景

- ・身体疾患のうち、慢性疾患で予後不良のものや進行性のあるものは、自死のリスクを高める要因であるとされる。若年者層については、AYA 世代 (Adolescent and Young Adult おおよそ 15 歳から 30 歳前後の世代を指す) で発症するがん (白血病、胚細胞腫瘍・性腺腫瘍、乳がんなど) は、一般に予後が不良とされ、自死との関連も強いことが示されている。また、自殺念慮との関係では、HIV/AIDS の罹患者は、「自死を考えたことがある」人の割合が国民全体の一般的な水準よりも高いことが知られている。HIV が若年者層で多く発症することから言えば、この疾患が若年者の自死に何らかの影響を及ぼしている可能性がある。
- ・これらの疾患に共通することとして、病気そのものや治療に関する精神的なストレスだけでなく、家族や友人との関係、学校や職場への影響、経済的な負担、進学や就労など将来への不安、偏見や差別による社会的孤立といった、生活や暮らしの多方面に困難を及ぼすことが挙げられる。そのため、医療面だけでなく、心理面、経済面、就労面など生活全体を支えていくための援助が求められていると考えられる。



令和 3 年度 of 取組み内容例

①様々な困りごとに対応する相談窓口を掲載したリーフレットのがん患者等の生活相談に携わる支援者への配付

- ・多様な困りごとに対応できる相談窓口を掲載した「暮らしとこころのレスキューガイド」を、がん患者等の生活相談に携わる支援者 (医療機関に所属する社会福祉士等) に配付することを検討する。

(取組み名 : No. 3 心の健康に関する適切な理解の促進、相談窓口の周知)

②がん患者等の生活相談に携わる支援者と若年者の困りごとに対応する支援者の連携推進

- ・多方面にわたる困りごと (対人関係や経済的負担、進学・就労など) に対応する若年者支援機関との連携を促進するため、来年度はがん患者等の生活相談に携わる支援者 (医療機関に所属する社会福祉士等) に対して、心の健康対応力向上研修の参加を呼びかける。

(取組み名 : No. 63 心の健康対応力向上研修の実施)

[重点対象 2] 勤労者

対策が必要な悩みや困りごと	
(1)健康問題(病気の悩み・影響[うつ病])	
計画策定前 10 年間平均件数 <u>19.9</u>	➡ 直近 3 年間 <u>9.7</u>
(2)勤務問題(仕事疲れ)	
計画策定前 10 年間平均件数 <u>11.8</u>	➡ 直近 3 年間 <u>8.3</u>
(3)経済・生活問題(多重債務)	
計画策定前 10 年間平均件数 <u>9.6</u>	➡ 直近 3 年間 <u>7.7</u>

勤労者	(1)健康問題(病気の悩み・影響[うつ病])
特徴や背景	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労者にみられるうつ病は、職業生活上の様々な出来事やストレスが危険因子の1つとなっている。その中でも強いストレスとしては、職場の人間関係や仕事上の相手との関係、仕事の量の多さ、職階に応じて求められる仕事の質といったものが挙げられている。さらに中高年(40歳～59歳)ではこれらに加えてリストラや経済苦、過重労働などもうつ病の発症に影響を与えていると考えられている。 ・ こうしたことから、年代別の特徴や悩みの性質(対人関係に起因するのか、職場環境に起因するのか)に即した対応が求められると考えられる。 	



令和3年度の取組み内容例	
拡充	<p>①宮城労働局の所管する事業周知及び宮城県地域両立支援推進チームへの参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働局の長期療養者(就業)支援事業について、仙台市関係課へのリーフレット配架等による事業周知を行う。 ・ 宮城県地域両立支援推進チームに参画し、会議等において各参加機関の取り組み状況を把握し、仙台市の取り組みに生かしていく。(R1年度はコロナの影響により会議中止) (取組み名: No. 28 宮城労働局等の外部相談支援機関の利用促進に向けた周知) <p>②勤労者のうつ病に焦点をあてたテーマを設定した勤労者に関わる職種向けの研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労者によく見られるうつ病の特徴を強調して心の健康対応力向上研修で取り上げ、うつ病への気づきや早期の対応を促す。 (取組み名: No. 63 心の健康対応力向上研修の実施) <p>③うつ病などによる休職者を対象とした復職に向けた疾病の理解を深めるためのプログラムの提供の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デイケアリワークプログラムでの、職場内の対人関係や職場環境との関連を踏まえたうつ病の心理教育や認知行動療法の要素を取り入れたプログラムの実施日を拡大して提供する。 (取組み名: No. 155 精神科デイケア(リワーク準備コース)による復職支援の実施)

特徴や背景

- ・自殺統計上の「仕事疲れ」には、他に項目となっている仕事の失敗、職場の人間関係、職場環境の変化は含まないこととなっている。
- ・仕事疲れに影響を与える要因のひとつは長時間労働である。長時間労働は、睡眠不足、心身の疲労や不調につながり、うつ病の原因ともなりうる。そのため、長時間労働削減など労働環境の改善に向けた各事業場の取組みや、各種相談窓口による対応が大切と考えられる。



令和3年度取組み内容例

①自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせた啓発グッズ、リーフレット等の配布

- ・各種相談先を掲載した啓発グッズ及びリーフレット等による周知先の追加を検討する。また、リーフレットについては、勤労者に合わせた効果的な内容となるよう、勤労者の悩みに多く見られる特徴等を掲載する等内容の充実を図る。

(取組み名：No. 2 自殺予防週間や自殺対策強化月間における普及啓発活動の実施)

②LINEを活用して相談窓口を広報する際に、勤労者の仕事疲れにも対応できることを強調

- ・LINEを活用したSNS相談窓口の広報にあたって、対応できる相談内容として、勤労者の仕事疲れ（長時間労働による睡眠不足や心身の疲労など）を強調するなどの工夫を行う。

(取組み名：No. 18 SNSを活用した相談窓口の設置やその普及の検討)

③せんだい健康づくり推進会議を通じた働き盛り世代に向けた周知・啓発

- ・市民の健康づくり推進を目的とした、地域・職域保健と企業の連携による「せんだい健康づくり推進会議」及び「ワーキング」において、各構成団体における健康づくりの取り組みを共有し、相談窓口の周知及び周知範囲の拡大を目指していくとともに、具体的な利用に繋がるよう、同会議及び同ワーキングの構成団体及び企業と連携し、各構成団体協力の下、それぞれの強みを生かした啓発の手法を検討していく。

(取組み名：No. 27 企業向けの健康づくり推進の取組み)

④宮城労働局の所管する事業の周知及び宮城県地域両立支援推進チームへの参画

- ・労働局の長期療養者(就業)支援事業について、仙台市関係課へのリーフレット配架等による事業周知を行う。
- ・宮城県地域両立支援推進チームに参画し、会議等において各参加機関の取り組み状況を把握し、仙台市の取り組みに生かしていく。(R1年度はコロナの影響により会議中止)

(取組み名：No. 204 せんだい健康づくり推進会議による関係機関の連携推進、
No. 205 宮城県地域両立支援推進チームへの参画による関係機関の連携推進)

特徴や背景

- ・多重債務に陥った理由として最も多いのは、低所得や生活苦に伴う生活維持のためのやむを得ない事情であり、低所得世帯からの相談が多く寄せられている。このことから、多重債務は、貧困や生活困窮との関連性が高いと問題と考えられる。また、最近では、若年者の多重債務に伴う破産件数が増加傾向にあり、若年者に着目した対策も必要と考えられる。
- ・多重債務者の心理的な状態として、日々の取り立てに追われ、余裕を失い、冷静な判断ができなくなること、借金返済のための借入れを繰り返し、状況の悪化を招きやすいこと、誰に相談してよいかわからず、苦しみ追い詰められてしまうことが挙げられている。



令和3年度の取組み内容例

①市内の相談窓口一覧を記載したリーフレットによる相談窓口の周知及び利用啓発

- ・各種相談先を掲載した啓発グッズ及びリーフレット等による周知先の追加を検討する。また、リーフレットについては、経済・生活問題の相談に繋ぐための効果的な内容となるよう、相談機関の追加等内容の充実を図る。
(取組み名：No. 3 心の健康に関する適切な理解の促進、相談窓口の周知)

②多重債務問題に関わる職員に向けた、多重債務に関する知識や対応力の向上

- ・当研修会は多重債務の相談窓口周知および多重債務者の掘り起こしのために重要であると認識している。コロナ禍に関連する失業から新たに多重債務者となる方の相談も散見されるため、多重債務に陥る原因を知るとともに解決法について学ぶ機会を設ける。
(取組み名：No. 57 多重債務庁内窓口職員対象研修会の実施)

③多重債務を含めた消費者問題に対する相談支援及び関係機関との連携強化

- ・多様化する消費者問題に対し関係機関からの知見を得ながら、相談業務を継続して参りたい。また、相談内容によっては関係機関につなぐ場合があるので、連携強化を図って参りたい。
(取組み名：No. 132 消費生活相談の実施)

④多重債務等の経済的な困難を抱えた勤労者ならびに生活困窮にある市民の相談窓口の周知や情報提供、人材育成

- ・コロナ禍による経済・雇用状況の状況変化を踏まえた、弁護士・司法書士と連携した相談会の継続ならびに司法関係者の人材育成
(取組み名：No. 139 弁護士、司法書士、臨床心理士等と連携した相談会の実施)

⑤弁護士による専門相談に併せ心の問題に対応できる包括的な面接相談の実施

- ・費用的な問題を気にせず無料で利用できる対面相談により、相談者の悩みや不安を解消するため、相談事業を継続するとともに、より多くの利用に繋げるため、従来の市政だより及び市ホームページへの掲載に加え、周知先の拡大を検討する。
(取組み名：No. 139 弁護士、司法書士、臨床心理士等と連携した相談会の実施)

拡充

⑥多重債務と関連が強い生活困窮者支援機関との連携推進

- ・多重債務問題に対応できる専門職（弁護士や司法書士など）による対面相談（暮らし支える総合相談）を通年実施に拡充するとともに、生活困窮者支援機関と多重債務に関する課題や支援実践を共有する機会を新たに設け、連携強化を図る。
(取組み名：No. 139 弁護士、司法書士、臨床心理士等と連携した相談会の実施)

[重点対象 3] 自殺未遂者等ハイリスク者

対策が必要な悩みや困りごと

(1)健康問題

直近3年間の構成割合：39歳以下 46.7%、40歳～59歳 45.6%、60歳以上 60.0%

➡どの年代でも最も大きく、全体の約5割～6割を占めている。

(2)経済・生活問題

直近3年間の構成割合：39歳以下 2.2%、40歳～59歳 14.0%、60歳以上 17.5%

➡中高年層以上において大きな問題となっていることが伺える。

(3)男女問題

直近3年間の構成割合：39歳以下 15.6%

➡他の年代と比較して、非常に高い値を示しており、若年者層では、特に異性間の対人関係が大きな問題となっていることが示唆される。

特徴や背景

- ・自殺未遂者の8割以上が、精神的な不調や精神疾患を抱えていることが明らかになっている。若年者（39歳以下）の場合、明確な精神疾患とは診断できない、何らかの精神的な不調を示すことが特徴として挙げられる。この背景のひとつには、自己有用感（他者や集団との関係の中で、自分の存在を価値あるものとして受け止める感覚）の低さがあると考えられる。
- ・40歳～59歳では、うつ病についてアルコール使用障害が多く見られる。アルコール使用障害と自死は関連性の強さが指摘されており、その背景には多量飲酒の習慣が関連すると考えられる。
- ・60歳以上では、身体の病気に関する悩みが多いこと、また家族の死亡などに伴う孤独感の高さが特徴となっている。高齢者は、身体疾患を有していること自体がストレスになりやすいにも関わらず、そのことを打ち明けられる存在が身近にいないことが問題であると考えられる。

令和3年度の取組み内容例

新規

①アルコール関連問題に対する相談窓口の拡充・周知や支援者の育成

- ・働き盛り世代のアルコール関連問題に対し、個別相談に加え依存症本人向けの集団プログラムを開始し相談機能の拡充を図るとともに、アルコール等依存症の相談に特化したリーフレットを作成し、区保健福祉センター等への設置やホームページに掲載し、正しい理解と相談窓口の周知を図る。加えて、アルコール関連問題に対応する人材育成を図っていく。
(取組み名：No. 3 心の健康に関する適切な理解の促進、相談窓口の周知、No. 147 ころの悩みに関する支援の実施)

②困りごと別に相談窓口を掲載したリーフレットの救急隊への配付

- ・救急隊から多様な困りごとに対応できる相談機関を掲載した「暮らしとこころのレスキューガイド」を自殺未遂者等ハイリスク者に渡す仕組みを新たに整え、自殺未遂者等ハイリスク者の早期の相談窓口利用を促す。
(取組み名：No. 3 心の健康に関する適切な理解の促進、相談窓口の周知)

③精神的な不調や精神疾患を抱えた方に対する相談窓口の周知

- ・従来のリーフレット、ホームページに加え、新たにSNSによる相談窓口の周知を行い、支援の必要な方が相談に繋がることができるようにする。
(取組み名：No. 11 自殺未遂者等ハイリスク者向けリーフレットによる啓発、No. 21 仙台市自殺対策推進センター（仙台市こころの絆センター）のリーフレット等による啓発)

④若年者に対するメンタルヘルスの啓発と相談窓口の周知

- ・精神的な悩みや不調を抱えた若年者に対して、ストレスコーピング方法や相談への不安軽減のための体験談などを盛り込んだ、同世代の視点を重視した新たな啓発媒体（インターネット、SNSを含む）を作成する。
(取組み名：No. 19 大学生向けの自死に関する適切な理解の普及啓発)

⑤自殺未遂者等ハイリスク者支援に従事する人材の育成

- ・自殺対策推進センターにおいて、自殺未遂者等ハイリスク者支援を担う機関の職員（各区保健福祉センター、医療機関、障害や高齢の相談支援機関等）を対象に、自死に至る背景となる健康問題の理解や、作成した支援ツールの幅広い活用によるアセスメントや支援に関するスキルの獲得を目指し、相談支援における実践の場面や研修を通じて支援者の育成を拡充していく。
(取組み名：No. 60 自殺未遂者等ハイリスク者支援のための協働支援ツール作成と活用、No. 61 自殺未遂者等ハイリスク者支援研修の実施)

⑥自殺企図・自傷行為により救命救急センターを受診した患者に対する相談支援

- ・令和2年度より、「いのちの支えあい事業」につなげる対象患者を精神科病棟入院患者から一般救急病棟入院患者まで拡大して取り組んできた。今後とも、事業の院内周知を図り、より多くのハイリスク患者の支援に努めて参りたい。
(取組み名：No. 187 救急搬送された自殺未遂者等ハイリスク者への相談支援の実施)]

特徴や背景

- ・中高年層以上の経済・生活問題の特徴として、生活苦、負債（多重債務・その他）、事業不振が多く選択されることが指摘されている。
- ・この背景には、平成 19 年ごろから続く中高年層の長期失業者の増加 や、バブル崩壊を契機として安定的な雇用の機会に恵まれなかった就職氷河期世代など、低所得あるいは不安定な無業者、非正規雇用の存在が関連していると考えられる。
- ・また、こうしたことに加えて、高齢者の場合には他の年代に比較して、相対的貧困率が高いこと や生活保護受給世帯の増加 も影響を及ぼしていると考えられる。

令和 3 年度 of 取組み内容例

① 困りごと別に相談窓口を掲載したリーフレットの救急隊への配付

- ・救急隊から多様な困りごとに対応できる相談機関を掲載した「暮らしとこころのレスキューガイド」を自殺未遂者等ハイリスク者に渡す仕組みを新たに整え、自殺未遂者等ハイリスク者の早期の相談窓口利用を促す。

(取組み名：No. 3 心の健康に関する適切な理解の促進、相談窓口の周知)

② 経済・生活問題に応じた相談窓口の提供

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活上の困りごとに対して、コロナ禍であっても弁護士や司法書士、臨床心理士等の専門職による相談の機会を減らすことなく継続して行う。

(取組み名：No. 139 弁護士、司法書士、臨床心理士等と連携した相談会の実施)

③ 自殺企図・自傷行為により救命救急センターを受診した患者に対する相談支援

- ・令和 2 年度より、「いのちの支えあい事業」につなげる対象患者を精神科病棟入院患者から一般救急病棟入院患者まで拡大して取り組んできた。今後とも、事業の院内周知を図り、より多くのハイリスク患者の支援に努めて参りたい。

(取組み名：No. 187 救急搬送された自殺未遂者等ハイリスク者への相談支援の実施)

特徴や背景

- ・若年者（39歳以下）で、自殺未遂の理由として挙げられる男女問題の内容は、「失恋」や「裏切り」、「不和」、「DV」など多岐に渡っている。
- ・若年者は、一般に対人関係におけるコミュニケーションが未熟と考えられている。また、他者との関係においては、他責的になりやすく、自己中心的になりやすいことが指摘されている。こうした若年者の特徴は、特に親密な異性関係において顕著に現れ、結果として不和やDVなどの問題として現れるものと考えられる。



令和3年度 of 取組み内容例

① 困りごと別に相談窓口を掲載したリーフレットの救急隊への配付

- ・救急隊から多様な困りごとに対応できる相談機関を掲載した「暮らしとこころのレスキューガイド」を自殺未遂者等ハイリスク者に渡す仕組みを新たに整え、自殺未遂者等ハイリスク者の早期の相談窓口利用を促す。

(取組み名：No. 3 心の健康に関する適切な理解の促進、相談窓口の周知)

② DV等に伴う悩みを抱える女性に対する相談支援とその普及

- ・令和3年度以降も、引き続き女性への暴力相談電話を実施するとともに、11月の「ストップ！DVキャンペーン」期間においてDVに関する情報や相談機関の広報強化を図る。

(取組み名：No. 128 女性への暴力に関する電話相談の実施)

③ 自殺企図・自傷行為により救命救急センターを受診した患者に対する相談支援

- ・令和2年度より、「いのちの支えあい事業」につなげる対象患者を精神科病棟入院患者から一般救急病棟入院患者まで拡大して取り組んできた。今後とも、事業の院内周知を図り、より多くのハイリスク患者の支援に努めて参りたい。

(取組み名：No. 187 救急搬送された自殺未遂者等ハイリスク者への相談支援の実施)

④ DV等による心理的な問題に対する相談支援

- ・DV、性暴力被害者の心理的被害からの回復のための心理カウンセリングについて、更なる周知に努めながら、令和3年度も引き続き実施する。

(取組み名：令和元年度追加の取組み 性暴力被害者支援心理カウンセリング)

[重点対象 4] 被災者

対策が必要な悩みや困りごと

(1)健康問題

不安症状、睡眠の問題⇒増加と減少を繰り返し、反復的・動搖的に出現している。

気分・情動に関する症状や飲酒の問題⇒増加傾向を示している。

(2)住環境等の問題

沿岸部（宮城野区、若林区）の継続支援世帯の生活上の課題

健康上の問題 61.6%、住環境の変化 59.3%、家族・家庭に関する問題 24.0%

経済・生活再建 22.1%、近親者喪失 20.7%

被災者	(1)健康問題
特徴や背景	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害による心理的なストレスやメンタルヘルスの不調について、多くの場合は自然に回復すると言われている。しかし、災害から長期間経過した後でも、心理的な影響を呈する被災者が一定程度存在することが知られている。また、被災者はストレスやメンタルヘルスの不調を抱えていても、自分だけが生き残ったことに対する罪責感などから、自ら支援を求めない傾向にある。こうした被災者の心情を踏まえた上で、心身の不調や相談窓口に関する適切な普及啓発が重要と考えられる。 ・また、被災者は、ストレスや孤独感、不眠の緩和のために、飲酒量が増えると言われている。その結果、多量飲酒やアルコールに関連する対人関係のトラブルなどが現れやすくなることが指摘されている。そのため、アルコール関連問題に対する適切な知識と対応の啓発、孤立予防に向けた地域社会のつながりを強化する取組みが求められていると考えられる。 	



令和3年度の取組み内容例	
	<p>①被災によるストレス・環境変化に伴い生じやすい健康問題を抱えた被災者に対応ができる支援者の更なる育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うつやアルコール関連問題、通院の中断による生活習慣病の悪化など、被災によるストレスや環境変化で生じやすい健康問題を抱えた被災者への適切な対応に向けた、被災者支援以外の既存研修に被災者支援の視点を盛り込んだ、継続的かつ多角的な人材育成の展開 (取組み名：No. 5 東日本大震災に関する相談窓口等に関する啓発活動の実施、No. 47 アディクション関連問題研修の実施、No. 48 災害後メンタルヘルス研修の実施、No. 62 震災後心のケア従事職員研修の実施、No. 199 被災者支援のための地域総合支援事業による連携推進)
拡充	<p>②被災者の心のケア支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組みの成果と課題を整理し、課題解決に向けた様々な取組みを行うため、各区単位で具体的な目標を定めた「震災後心のケア行動指針（継続版）」を新たに策定し、被災体験による心理社会的な影響が長期化している被災者への対応に万全を期すよう努める。 (取組み名：No. 101 被災者心のケア支援、被災者健康支援の実施)
拡充	<p>③心身の健康に関する個別相談に応じた指導及び助言、健康調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者の個別訪問、面談、電話等による健康相談により、被災者の心身の健康を把握し、指導及び助言を行う。また、対象者のニーズに合わせ、地域包括支援センターや民生委員、地区社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、個別相談や助言を行い心身の健康を保てるよう支援していく。 ・震災から10年が経過し県主体の健康調査が終了することを受け、新たに市独自の健康調査を実施する。今もなお、心身の健康状態に課題のある被災者は多く、調査の実施により被災者の状況を把握し長期的な支援に繋げる（調査内容例：生活習慣病等の治療中断、不安症状、飲酒の状況等）。 (取組み名：No. 112 健康相談の実施)

被災者	(2)住環境等の問題
特徴や背景	
<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅や復興公営住宅への入居は、新たな居住環境へ適応や、世帯構成の変化も含めた新たな対人関係の負担を生じさせ、様々な心理的な不適応につながる と言われている。また、震災前の居住地から離れた場所での生活を余儀なくされる被災者もあり、地域での孤立しやすい傾向にあると考えられる。この傾向は、震災に関する出来事を回避しがちな高齢者でより顕著になると指摘されている。 ・また、世帯主の失業が、P T S D（心的外傷後ストレス障害）の遷延化に影響を及ぼすことが指摘されており、失業や経済問題と心理的な問題は強い関連があると考えられる。 ・以上のことから、災害に伴う様々な出来事が積み重なった結果として、生活上の課題が複雑な形で現れていることがうかがわれる。支援にあたっては、被災者の年代やライフステージ、生活環境、被災体験との関連を考慮に入れた支援が必要と考えられる。 	



令和 3 年度 of 取組み内容例
<p>①東日本大震災の被災者を対象とした、心身の健康増進や孤立予防に向けた健康教室及び交流会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興公営住宅近隣のスーパーにおける相談会（まちの保健室）の開催により、被災者の生活に身近な場での健康教育や相談機会を確保し、被災者の健康支援に繋げる。 ・復興公営住宅でのサロン及び運動教室を実施し、被災者の健康維持に繋げる。また、これらの活動が地域に根付いたものとなるよう、被災者の居住地域における協力者との連携をより一層強化する。 <p>（取組み名：No. 113 被災者向けの健康教室や交流会の実施）</p> <p>②複雑化する被災者の生活問題に対応するための関係機関同士の情報共有の機会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区保健福祉センター及び精神保健福祉総合センターによる実践や、各区ごとの課題、必要な取組みの工夫を共有する機会を新たに設け、関係機関同士の連携強化を図る。 <p>（取組み名：No. 197 震災後心のケア従事担当者会議による連携推進）</p>